

自然と共生し  
歴史・文化を未来にひきつぐ  
里山のまち みたけ

御嵩町環境基本計画第三次改訂版（平成 29 年度～令和 6 年度）

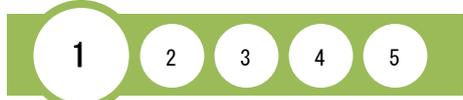
令和 4 年 3 月  
御嵩町

# 目次

第1章 計画変更について -----	1
第2章 重点エコプロジェクト-----	5
重点エコプロジェクトの構成 .....	5
プロジェクト①【里山保全】みたけの里山・森林とふれあおう！ .....	6
プロジェクト②【生物多様性】貴重な生き物のことをみんなで知ろう！ .....	8
プロジェクト③【低炭素社会】「移動を“エコ”に！」運動の推進 .....	10
プロジェクト④【資源循環】生ごみ減量と緑を育む運動の推進 .....	12
重点エコプロジェクトを支える2つの基本となる取組内容 .....	14
基本となる取組①「ひとづくり」 .....	14
基本となる取組②「情報発信」 .....	15
第3章 具体的な取組-----	16
【環境目標1】豊かな自然を育むまち .....	17
【環境目標2】安心とやすらぎがあるまち .....	23
【環境目標3】地球環境にやさしいまち .....	28
【環境目標4】環境について考え行動するまち .....	35
資料編-----	40
計画策定の経緯等 .....	40

# 第1章 計画変更について

本書は、御嵩町環境基本計画第三次改訂版について、計画期間を延長する計画変更を行った背景等の説明を行うとともに、変更後の目標値等について取りまとめたものです。



## 計画変更の背景

本町の環境基本計画は、計画期間を平成 17（2005）年度から令和 6（2024）年度の 20 年間として策定され、これまでに 2 回の改訂を経て、現在の第三次改訂版に至っています。この「御嵩町環境基本計画第三次改訂版」は、その計画期間を平成 29（2017）年度から令和 3（2021）年度の 5 年間とし、環境基本計画における【御嵩町のめざす環境像】や【環境目標】を引き継ぎ、4 つの重点エコプロジェクトを定めています。

令和 3 年度に第三次改訂版の終期を控え、通常であればアンケート調査やワークショップ等を行って第 4 次改訂版を策定するところですが、20 年間の環境基本計画の終期を令和 6（2024）年度、3 年先に見据えた結果、短期間でのアンケート調査やワークショップの繰り返しを避けること等の理由により、第三次改訂版の改訂ではなく、第三次改訂版の計画変更（計画期間の延長）をすることとなりました。



# 第1章 計画変更について

1

2

3

4

5

## 計画変更の経緯

第三次改訂版の計画変更は、令和2年11月に開催した御嵩町環境審議会のほか、同年12月に開催された御嵩町議会全員協議会において、その理由やスケジュール等を説明しています。

その後、令和3年5月に御嵩町長が環境基本計画の変更に関する諮問を行い、主に御嵩町環境審議会での議論を踏まえて策定しました。

1

2

3

4

5

## 計画変更の基本的な考え方

計画変更を行う上では、第三次改訂版がアンケート調査や多くの住民の皆さまによる議論を踏まえて策定された経緯を踏まえ、変更は必要最低限にとどめることを基本としたほか、次のような基本的な考え方の下で検討を行いました。

- ・ 計画期間の終期を令和3年度から令和6年度に延長すること。
- ・ 令和2年度末時点で、計画に定める施策の実績を検証すること。
- ・ 実績や進捗状況、社会情勢等の変化を踏まえ、令和6年度の目標を設定すること。
- ・ アンケートが必要な目標指標は、その評価を令和6年度に延期すること。
- ・ めざす環境像や環境目標、施策目標や重点エコプロジェクトを引き継ぐこと。

# 第1章 計画変更について

1

2

3

4

5

## 計画期間

計画変更を行った結果、重点エコプロジェクトの計画期間は、平成 29（2017）年度から令和 6（2024）年度までとなりました。

### ■ 御嵩町環境基本計画

**平成 17（2005）年度から令和 6（2024）年度（20 年間）**

（参考：第 2 次改訂版＝平成 24（2012）年 3 月策定、  
第三次改訂版＝平成 29（2017）年 3 月策定、）

### ■ 御嵩町環境基本計画第三次改訂版＝重点エコプロジェクト

**平成 29（2017）年度から令和 6（2024）年度（8 年間）**

1

2

3

4

5

## 本書の位置づけ

本書は、第三次改訂版の計画変更について、その背景や経緯、基本的な考え方を説明しています。また、第三次改訂版の「第 2 章 重点エコプロジェクト」と「第 3 章 具体的な取組み」について、その成果目標を令和 3 年度から令和 6 年度の数値に置き換えるとともに、変更した具体的な取組みの内容等を反映しています。

令和 4 年度以降も引き続き目指していく「御嵩町の目指す環境像」や「環境目標」等は、従前の第三次改訂版に記載され、重点エコプロジェクト等に係る変更後の具体的な目標は本書に記載されています。

令和 4 年度以降は、従前の第三次改訂版の計画書と本書を合わせて 2 冊でその内容を補完しあうこととなります。



# 第1章 計画変更について

## 第2章 重点エコプロジェクト

この章で掲げる「重点エコプロジェクト」は、少しずつ着実に進める取り組みとして掲げる「具体的な取組」71 施策（第3章、16 頁参照）のうち、特に重点的に取り組んでいくものとしてまとめたもので、第三次改訂版の計画策定時に住民が主体となった“みたけエコと考え隊（本計画策定会議）”で出たアイデアが多く盛り込まれています。

重点エコプロジェクトの項目は4つ掲げていますが、これを推進するための基本となる取り組みとして、「ひとづくり」と「情報発信」が位置付けられています。

計画期間の延長にともない、これまでの実績や進捗状況などを踏まえて令和6（2024）年度の成果目標を定めました。

### 重点エコプロジェクトの構成

#### 4つの重点エコプロジェクト

#### 1 - みたけの里山・森林とふれあおう！ 【里山保全】

- テーマ1 里山・森林保全活動団体や事業者と連携した体験講座等の実施
- テーマ2 里山・森林の保全を学ぶ（担い手の育成）【ひとづくり】
- テーマ3 里山・森林などの資源を活用する
- テーマ4 里山・森林などの現状を伝える【情報発信】

計 13 取組

#### 2 - 貴重な生き物のことをみんなで知ろう！ 【生物多様性】

- テーマ1 希少野生生物のことを知ろう
- テーマ2 外来種が及ぼす影響を知る
- テーマ3 希少野生生物や外来種の現状を伝える（担い手の育成）  
【ひとづくり】【情報発信】

計 10 取組

#### 3 - 「移動を“エコ”に！」運動の推進 【低炭素社会】

- テーマ1 ノーマイカーデー運動の推進【ひとづくり】
- テーマ2 公共交通機関の利用促進
- テーマ3 移動によるCO<sub>2</sub>（二酸化炭素）排出を削減
- テーマ4 ノーマイカーデー運動の推進や公共交通機関の利用を伝える【情報発信】

計 13 取組

#### 4 - 生ごみ減量と緑を育む運動の推進 【資源循環】

- テーマ1 堆肥などによる生ごみの減量化【ひとづくり】
- テーマ2 グリーンカーテンづくりでエコと緑を育む
- テーマ3 ごみの減量化やグリーンカーテンの有効性を伝える（エコ活動）【情報発信】

計 11 取組

2つの基本となる取組

ひとづくり

情報発信

## 第2章 重点エコプロジェクト

プロジェクト

1

2

3

4



### 【里山保全】 みたけの里山・森林とふれあおう！

#### (1) プロジェクトにより目指す将来の姿

- 住民や事業者が里山の自然にふれ、遊びや暮らしの体験を盛んに行うことによって里山に親しみ、みんなで里山づくりに取り組んでいます。
- 里山や森林の環境が向上して、町外からも多くの人々が訪れ、学び、遊び、交流するとともに、里山や森林の資源としての有効活用を工夫しています。

■目標指標（住民アンケートによる）

指標名	現状値 (平成28年度)	令和6年度 目標	注釈
「里山や自然が美しい」 ことに満足という住民の 割合	48.0 (%)	53.0 (%)	住民アンケート調査による。「満足」+「やや満足」の割合

#### 主な担い手

- ・住民 ・各種団体（水土里隊など）
- ・企業との協働による森林づくり協定締結事業者
- ・幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校



#### (2) プロジェクトの狙い

本町は豊かな自然に恵まれ、私たちにとって身近な里山や森林が育まれてきた歴史があるとともに、自然のなかで「みたけの森」などの憩いの場をつくり親しんできました。

しかし、近年では、生活のための資源として、里山や森林にある薪や堆肥用の落ち葉などを採取しなくなったことから荒廃が進み、住民の意識からその大切さが薄れてきています。また、荒廃に伴い、土砂崩れや水害などの災害が発生しやすくなるほか、近年では鳥獣害の発生などが切実な問題となっており、更には、外来種の繁殖により、本来の動植物の生態系が変化しています。

里山や森林に親しむことができる場や自然を体験できる場を提供し、人々が学び、里山や森林づくりに参加する機会を充実することで、本町の里山・森林に親しみ触れ合う機会を創出していきます。

## 第2章 重点エコプロジェクト

### (3) 具体的な取組

テーマ	取組内容	協力団体 担い手 など	計画 策定時	令和6年度 の成果	関連 施策No.
①	里山・森林整備活動団体や事業者と連携した体験講座等の実施	・住民 ・各種団体 (水土里隊など) ・企業との協働による森林づくり協定締結事業者 ・幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校	2 講座	3 講座を継続	No.12
②	山の恵みを知ることや、山菜取り、山菜料理体験を実施		1 体験	1 体験を継続	No.12
③	里山・森林を知る散策ルートなどのリニューアル		未実施	継続中	No.12
④	幼・保・小・中・高等学校での環境教育(森林環境学習含む)や生涯学習講座で里山・森林の現状を学ぶ		小・中・高校で実施中	多世代の環境教育を推進	No.62
⑤	里山・森林の保全を学ぶ(担い手の育成)		未実施	林業体験を継続	No.12
⑥	里山・森林整備活動団体(事業者含む)のメンバーを増やす		水 21 名 企 2 団体	水 25 名 企 4 団体	No.12
⑦	里山・森林保全の先進地で視察や体験研修を実施		1 研修	1 研修を継続	No.62
⑧	里山・森林などの資源を活用する		未実施	事業を継続	No.20
⑨	間伐材や竹の利活用の検討(薪やスプーン、おもちゃづくりなど)		未実施	活動を継続	No.13
⑩	イベント開催時にPRブースなどを展開し参加者への周知を行うとともに町広報紙やHP(SNS含む)、CTKなどを活用し、広く周知する		-	-	No.64
⑪	里山・森林などの現状を伝える		-	-	No.64
⑫	里山・森林整備活動団体や住民から情報収集を行うとともに、里山・森林整備活動団体や住民がそれぞれの手段で伝え広める		-	-	No.66
⑬	里山・森林への視察などを受け入れる		随時	継続	No.11

【メモ】⑥の「水」は水土里隊、「企」は企業との協働による森林づくり協定締結事業者を指します。

## 第2章 重点エコプロジェクト

プロジェクト

1

2

3

4



### 【生物多様性】 貴重な生き物のことをみんなで知ろう！



#### (1) プロジェクトにより目指す将来の姿

- 生物多様性とは、地球上に住む全ての生きものたちの豊かな個性のつながりのことを言います。希少野生生物や外来種などの生息状況を知ること、身近な自然の豊かな生態系についての理解が深まっています。
- 本町に生息している多様な生物を身近に観察することができます。

##### ■目標指標（住民アンケートによる）

指標名	現状値 (平成28年度)	令和6年度 目標	注釈
「いろいろな生物が生息している」ことに満足という住民の割合	35.5 (%)	41.0 (%)	住民アンケート調査による。「満足」+「やや満足」の割合

#### 主な担い手

- ・住民
- ・町生物環境マイスター、アドバイザー
- ・自治会
- ・幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校
- ・国、県などの機関



#### (2) プロジェクトの狙い

里山には多様な動植物が生息していますが、里山などの手入れが行き届かなくなったことや、外来種の流入などにより、在来動植物の生息環境が悪化し、昔からの生態系が崩れていることが見受けられます。

このため、生物の生息状況の実態を把握して、希少生物や外来種について住民が知り、関心を高めることが必要です。さらに、動植物の生息状況を直接見ることや、外来種の流入・投入防止、駆除などをみんなで進めます。

## 第2章 重点エコプロジェクト

### (3) 具体的な取組

テーマ	取組内容	協力団体 担い手 など	計画 策定時	令和6年度 の成果	関連 施策No.
①	生物環境アドバイザーや有識者などと連携し、必要に応じて御高町版レッドデータブックの改訂を検討	・住民 ・町生物環境 マイスター、 アドバイザー ・自治会 ・幼稚園、保 育園、小学 校、中学校、 高等学校 ・国、県など の機関	第三次改訂 版	改訂版を検 討	No.1
②	みたけの森などで自然観察会や生き物調査などの実施		未実施	事業を継続	No.3
③	希少野生生物の ことを 知ろう		未実施	整備を継続	No.3
④	幼・保・小・中・高等学校での環境教育や講師派遣講座などで希少野生生物の現状を学ぶ		小・中・高 校で実施中	多世代の環 境教育を推 進	No.62
⑤	外来種が及 ぼす影響を 知ろう		未実施	マップの更 新を継続	No.5
⑥	自治会と連携した外来種（オオカブトやアマガエルなど）の生息調査		未実施	自治会と連 携した活動 を実施	No.5
⑦	自治会や各種機関と連携した外来種の駆除活動の実施		未実施	未実施	No.5
⑧	イベント開催時にPRブースなどを展開し参加者への周知を行うとともに町広報紙やHP（SNS含む）、CTKなどを活用し、広く周知する		－	－	No.63
⑨	希少野生生物や外来種の現状を伝える（担い手の育成）		－	－	No.63
⑩	環境保全団体や住民から情報収集を行うとともに、環境保全団体や住民がそれぞれ的手段で伝え広める		－	－	No.65
	希少野生生物の保護や外来種の適切な駆除・指導ができるリーダーの養成	未実施	未実施	リーダ-養成に繋がる自然観察会を継続	No.2

## 第2章 重点エコプロジェクト

プロジェクト

1

2

3

4



### 【低炭素社会】 「移動を“エコ”に！」運動の推進



#### (1) プロジェクトにより目指す将来の姿

- 通勤・通学や買い物、通院などには、みんなが電車やコミュニティバスを利用しているほか、エコカーが普及するなどCO<sub>2</sub>の排出が抑制されています。
- 本町を訪れる人々が電車などの公共交通機関で訪れることが多くなり、町内の観光地を散策（徒歩）や自転車でめぐって楽しんでいます。

##### ■目標指標（住民アンケートによる）

指標名	現状値 (平成28年度)	令和6年度 目標	注 釈
「公共交通機関を出来る限り利用している」という住民の割合	21.3 (%)	33.0 (%)	住民アンケート調査による。「積極的に取り組んでいる」+「取り組んでいる」の割合

#### 主な担い手

- ・ 住民 ・ 商工会 ・ 観光協会 ・ 事業者
- ・ 各種団体（名鉄広見線を守ろう会など）
- ・ 幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校



#### (2) プロジェクトの狙い

低炭素社会の実現を目指すために、電車やコミュニティバス（ふれあいバスやふれあい予約バス）の利用促進と利便性を高めます。住民のみならず町内外の事業者、高校、観光客など、来訪者の公共交通利用を推進します。また、来訪者用にレンタサイクルなどを利用していただく仕組みを充実して、総合的に低炭素社会を目指した仕組みを構築します。

あわせて、ノーマイカーデー運動を推進するとともに、エコカーの普及を図ります。

## 第2章 重点エコプロジェクト

### (3) 具体的な取組

テーマ	取組内容	協力団体 担い手 など	計画 策定時	令和6年度 の成果	関連 施策No.	
①	ノーマイカーデー運動賛同事業者・団体を増やす	・住民 ・商工会 ・観光協会 ・事業者 ・幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校 ・各種団体（名鉄広見線を守ろう会など）	21 団体	26 団体	No.57	
②	ノーマイカーデー運動の推進		未実施	公表済	No.57	
③	小・中学校で名鉄広見線は地域にとって必要な社会インフラとの認識を高める交通環境学習を推進		全小・中学校で実施	全小・中学校で実施	No.57	
④	公共交通機関の利用促進		コミュニティバスの利用者を増やす	25,923 人 (H27)	25,000 人	No.57
⑤	コミュニティバスのバス停や運行ダイヤ等の見直し		随時	随時	No.57	
⑥	沿線お出かけイベントなどで名鉄広見線（定期外）利用者を増やすとともに利用プラスワン運動の推進		178,057 人	180,000 人	No.57	
⑦	移動によるCO <sub>2</sub> （二酸化炭素）排出を削減		電気自動車の急速充電器利用者（御嵩駅前駐車場）や各企業の普通充電器の利用者を増やす	60 回/月 (御嵩駅前 P)	180 回/月 (御嵩駅前 P)	No.53
⑧	御嵩駅のレンタサイクル利用者を増やす		279 人 (H26)	213 人	No.53	
⑨	自転車移動ができる魅力ある観光地巡り旅の考案		未実施	町内マップの作成	No.53	
⑩	イベント開催時にPRブースなどを展開し参加者への周知を行うとともに町広報紙やHP（SNS含む）、CTKなどを活用し、広く周知する		-	-	No.63	
⑪	ノーマイカーデー運動の推進や公共交通機関の利用を伝える		各種団体や各学校などが活動成果や学んだことを環境フェアなどで発表する	-	-	No.63
⑫	各種団体や住民から情報収集を行うとともに、各種団体や住民がそれぞれの手段で伝え広める		-	-	No.65	
⑬	コミュニティバスや名鉄広見線の乗り継ぎなどを分かりやすく表示する		未実施	表示済	No.57	

## 第2章 重点エコプロジェクト

プロジェクト

1

2

3

4

12 持続可能な消費と生産



13 気候変動に具体的な対策を



### 【資源循環】 生ごみ減量と緑を育む運動の推進



#### (1) プロジェクトにより目指す将来の姿

- 生ごみの堆肥化や堆肥を活用した緑のカーテンづくりと野菜等の収穫、エコクッキングに住民が楽しく取り組んでおり、家庭から出るごみの量が減っています。
- 食と緑が循環する流れができて、住民が食生活や野菜・果物、花などの緑を育てるライフスタイルを楽しんでいます。

■ 目標指標（住民アンケートによる）

指標名	現状値 (平成 28 年度)	令和 6 年度 目標	注 釈
「生ごみを減らしたり堆肥化している」という住民の割合	47.2 (%)	52.0 (%)	住民アンケート調査による。「積極的に取り組んでいる」+「取り組んでいる」の割合

#### 主な担い手

- ・ 住民 ・ 各種団体（生活学校など） ・ 事業者
- ・ 幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校



#### (2) プロジェクトの狙い

可燃ごみの量のなかで大きなウエイトを占める家庭などから出る“生ごみ”を堆肥化するなど、できるだけごみの減量化を図ります。

各家庭で生ごみから堆肥を作り、緑のカーテンづくりや家庭菜園や休耕地の肥料などに使い、野菜・果実などを収穫してエコクッキングを行うなど、資源の有効活用とごみの減量を図ります。

## 第2章 重点エコプロジェクト

### (3) 具体的な取組

テーマ	取組内容	協力団体 担い手 など	計画 策定時	令和6年度 の成果	関連 施策No.	
①	各家庭において生ごみの堆肥化に取り組む	・住民 ・各種団体 (生活学校 など) ・事業者 ・幼稚園、保 育園、小学 校、中学校、 高等学校	280人	430人	No.41	
②	堆肥などによる生ごみの減量化		ダンボールコンポストなど堆肥化する機器の普及(補助金の活用)	280人	430人	No.41
③	料理教室やエコクッキング講座の実施		年1回 20人	40人	No.41	
④	各家庭や事業所においてグリーンカーテンづくりに取り組む		—	—	No.25	
⑤	グリーンカーテンづくりでエコと緑を育む		住民と行政の協働により公共施設にグリーンカーテンなどで空間の緑化を実施する	12施設 (全28施設)	公共施設にて実施	No.25
⑥	グリーンカーテンコンテストや育った食材で作るお料理アイデアの募集		各種団体(生活学校など)	未実施	イベント実施済	No.25
⑦	グリーンカーテンと節電などでCO <sub>2</sub> 排出量削減を目指す		事業者	—	60.0% (取組実績)	No.53
⑧	イベント開催時にPRブースなどを展開し参加者への周知を行うとともに町広報紙やHP(SNS含む)、CTKなどを活用し、広く周知する		幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校	—	—	No.63
⑨	ごみの減量化やグリーンカーテンの有効性を伝える		各種団体などが活動成果や学んだことを環境フェアなどで発表する	—	—	No.63
⑩	各種団体や住民から情報収集を行うとともに、各種団体や住民がそれぞれの手段で伝え広める		各種団体や住民から情報収集を行うとともに、各種団体や住民がそれぞれの手段で伝え広める	—	—	No.65
⑪	環境モデル都市として、地球温暖化や温室効果ガス削減をテーマにした作品展の開催		環境モデル都市として、地球温暖化や温室効果ガス削減をテーマにした作品展の開催	未実施	作品展を継続	No.53

## 第2章 重点エコプロジェクト

### 重点エコプロジェクトを支える 2つの基本となる取組内容

ここでは4つの重点エコプロジェクトを支え、プロジェクトとともに推進する2つの基本的な取り組みについて示します。

基本となる取組

1

2



## ひとづくり

### プロジェクトにより目指す将来の姿

- 学校や地域において子どもたちをはじめとする住民の学ぶ機会が増えており、本町の優れた環境を継承するよう活躍しています。
- 現在、活動がんばっている団体などに若手の参加者や支援者が増え、活動が活性化しています。

#### ■目標指標（住民アンケートによる）

指標名	現状値 (平成28年度)	令和6年度 目標	注 釈
「自身の環境に対する意識が高い」という住民の割合	19.5 (%)	25.0 (%)	住民アンケート調査による。「とても高い」+「どちらかという高い」
「今後、環境に関する活動を行ってみたい」という住民の割合	27.2 (%)	32.0 (%)	住民アンケート調査による。

## 第2章 重点エコプロジェクト

基本となる取組

1

2



### 情報発信

#### プロジェクトにより目指す将来の姿

- 環境基本計画や環境モデル都市の概要や取り組みについて知っている住民が増え、興味・関心が高まっており、活動も盛んになっています。
- 住民や事業者が積極的に活動に取り組みながら、本町の良いところや、環境活動の楽しさについて情報発信しています。

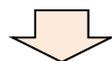
#### ■目標指標（住民アンケートによる）

指標名	現状値 (平成 28 年度)	令和 6 年度 目標	注 釈
「町環境基本計画を知っている」住民の割合	59.7 (%)	65.0 (%)	住民アンケート調査による。「内容を知っている」+「計画名は聞いたことがある」
「御嵩町の環境は素晴らしいと自慢できる」という住民の割合	26.2 (%)	31.0 (%)	住民アンケート調査による。

# 第3章 具体的な取組

この章で掲げる「具体的な取組」は、環境基本計画の期間である令和6（2024）年度末までにめざす環境像へ近づけるために着実に取り組んでく施策を示しています。本計画では、4つの柱（環境目標）で71の施策を掲げています。

また、本計画の推進のために、随時、進捗状況を把握するとともに見直しを図ります。



環境目標

施策目標



## 第3章 具体的な取組

環境目標

1

2

3

4

### 豊かな自然を育むまち

「豊かな自然を育むまち」を実現するために、以下に記載する施策を展開していきます。

#### 施策の体系

---

	【施策目標】		【施策の方向】
(1)	多様な生物との共生	1	生物に関する情報を蓄積する
		2	生物と親しむための仕組みをつくる
		3	生物が生息できる環境を整える
(2)	里山・森林の活用	1	適正な森林整備を行う
		2	里山・森林保全の啓発と体験活動を実施する
		3	森林などを有効に活用する
(3)	水と水辺のふれあい	1	川をきれいにする
		2	景観をよくする
(4)	農地の保全・管理	1	農地の保全・管理を図る
		2	農地を有効活用する
		3	農業の担い手不足等の解消に向けて
		4	環境にやさしい農業を促進する
		5	地産地消を促進する

## 第3章 具体的な取組

### (1) 多様な生物との共生

本町はこれまで、環境基本条例に基づき、生物の多様性の確保を図るため、町内に生息・生育する動植物の調査を実施し、町独自のレッドデータブックを作成するなど、動植物の保護・保全に努めてきました。

今後も、必要に応じて生物の実態を把握し整理するとともに、希少野生生物保護条例などに基づき、野生動植物が生息できる環境を整えていきます。

#### 1 生物に関する情報を蓄積する

施策 No	施策名	施策内容
1	御嵩町版レッドデータブックの活用	住民、事業者、生物環境アドバイザー、有識者などの意見を参考に、「レッドデータブック策定委員会」を母体とし、必要に応じて御嵩町版レッドデータブックを改訂するなど、環境教育などに活用します。

#### 2 生物と親しむための仕組みをつくる

施策 No	施策名	施策内容
2	希少野生生物保護に向けて	希少野生生物保護条例を適切に運用していくとともに、必要に応じ、町指定希少野生生物の指定について検討していきます。また、希少野生生物保護監視員、生物環境アドバイザー、自然環境保護団体、住民からの情報により希少野生生物に関する情報を把握し発信するとともに、盗掘などにより個体数が減少している希少野生生物の保護対策などを検討します。
3	みたけの森や前沢湿地などの整備	多くの動植物が生息するみたけの森や前沢湿地などを整備し、環境学習などで活用していきます。整備にあたっては有識者のアドバイスのもと、ボランティア団体などとも連携して行います。また、みたけの森利用者へ保全の啓発なども行います。
4	生物育成活動の推進	ホテルなどの生物育成活動をはじめとする環境学習を学校教育や生涯学習の場で展開するとともに、環境イベントなどでは生物への関心を高める周知・啓発を行い、住民の生物育成活動への参加を促進します。
5	在来種の保護	生物多様性基本法に則り、外来種が生態系に及ぼす影響などを周知・啓発することによって、地域の生態系を保全し在来種を守ります。

## 第3章 具体的な取組

6	自然保護活動団体の活動推進	町内の自然保護活動団体との交流を行い、その情報交換を通じ活動を推進します。
7	公共工事における環境配慮の実施	公共工事を行う際には、「御嵩町公共事業における配慮指針」に基づいた環境調査を実施（大規模なものについては、現地調査）し、貴重な生物を保護するよう努めます。また、必要な場合は住民や事業者にも生物移転などの協力を要請します。
8	事業者による自然環境配慮の促進	自然環境に関する情報の提供や自然環境に配慮した事業の実施（農薬の使用抑制、工場排水の浄化など）を要請し、事業者による自然環境配慮を促進します。

### 3 生物が生息できる環境を整える



施策 No	施策名	施策内容
9	生物の生息場所の保全	生物環境アドバイザーや有識者などの協力により、ホテルやメダカ、野鳥などの生息場所の環境整備について、アドバイスのもと、ビオトープづくりの推進など生息場所の保全を図ります。

## (2) 里山・森林の活用

里山や森林は、住民の暮らしと密接に結びついており、生物の生息地となるだけでなく、水や空気の浄化など、多様な環境保全のための役割を果たしていますが、近年では、里山や森林の荒廃が進んでいます。

そのため、里山や森林の再生・適正管理に取り組んでいきます。



### 1 適正な森林整備を行う

施策 No	施策名	施策内容
10	御嵩町森林整備計画の遵守	町森林整備計画を遵守し、適正な森林施業の実施や森林の保全を行い、森林が持つ機能（保水機能を含む）の向上を図ります。
11	森林や里山整備の体制づくり	住民、有識者、町などが協力して森林や里山整備を行う体制を構築するため、意見を交換する機会の確保に努めます。

## 第3章 具体的な取組

### 2 里山・森林保全の啓発と体験活動を実施する

施策No	施策名	施策内容
12	里山・森林整備ボランティアの活用と体験活動の実施	植栽や、下刈り・除伐などを行う里山・森林整備ボランティア（水土里隊など）を募ることにより、町有林の整備や森林資源の活用を図るとともに、体験活動等のイベントを通して住民の里山や森林に対する意識高揚を図ります。

### 3 森林などを有効に活用する

施策No	施策名	施策内容
13	森林資源の有効活用	近年目立つようになってきた枯木は、倒木の恐れがあり危険なため、対処するとともに薪等に再利用し、資源の有効活用を図る。

### (3) 水と水辺のふれあい

本町を東西に流れる可児川などの河川は、住民にとって貴重な水とのふれあいの場であり、水環境悪化の防止対策が求められています。

そのため、川やため池をはじめとする水と水辺を守るとともに、自然景観に配慮した川づくりを進めていきます。



### 1 川をきれいにする

施策No	施策名	施策内容
14	下水道・合併浄化槽の普及	生活排水による河川の汚濁を抑制するために、公共下水道への接続促進や、補助制度の活用による合併処理浄化槽の普及を推進します。
15	生活排水対策の推進	合成洗剤の適正な使用、調理くずや油を流さないといった家庭でできる生活排水対策についての啓発により、家庭排水の汚濁を低減します。

## 第3章 具体的な取組

16	水をきれいにする意識の高揚と河川清掃活動の促進	可児川や湧水の水質の定期的な公表や、各小中学校での環境教育やカワゲラウォッチングの実施により身近な水とのふれあいを通じて住民の水環境の保全に対する意識を高めます。また、松野湖クリーン作戦や可児川クリーンキャンペーンなどを住民に周知して、住民参加の河川清掃活動を継続します。
----	-------------------------	--

### 2 景観をよくする

施策No	施策名	施策内容
17	自然景観を考慮した河川改修	河川改修時には、説明会などにより地域住民の意見も取り入れ、自然景観を考慮した河川改修に努めます。

### (4) 農地の保全・管理

農業の担い手不足などにより農地の減少や荒廃が進んでいます。農地の減少や荒廃は、周辺環境の悪化に結びつくものであるといえます。また、化学肥料や農薬の使用は農地の土壌に様々な影響を与えていると考えられます。

そのため、周辺地域の状況を判断しながら農業の振興を含めた農地の保全・有効活用や、環境にやさしい農業の展開、地産地消の推進を図っていきます。



### 1 農地の保全・管理を図る

施策No	施策名	施策内容
18	農業基盤の充実と農地転用の判断	ため池整備事業や用排水対策事業の促進により、農地の保全や農業基盤の充実を図るとともに、農地の保全という観点から「農業振興地域」、「農用地区域」からの転用を、利用目的、土地の条件、周辺農地に与える影響、社会情勢の変化などについて総合的に判断します。

## 第3章 具体的な取組

### 2 農地を有効活用する

施策No	施策名	施策内容
19	貸し出し農園の利用促進	貸し出し農園制度の周知などを通じて、貸し出し農園の利用を促進します。
20	農地の有効活用の検討	ボランティア活動等の一環として、農地の利用方法を検討し、農地の有効活用を図っていきます。

### 3 農業の担い手不足等の解消に向けて

施策No	施策名	施策内容
21	農業の担い手情報等の収集と円滑な提供	農業関係団体との連携のもと、経営規模拡大を望む就農者や、後継者不在などの問題を抱える農家などの情報を集約し、情報提供を図ります。

### 4 環境にやさしい農業を促進する

施策No	施策名	施策内容
22	有機農法・減農薬農業などの検討	従来と比べて農薬、化学肥料を使用しない有機農法・減農薬農業を農業関係団体と討議するほか、減農薬・減化学肥料による米作り、野菜作りを奨励し、付加価値の高い農作物の育成を検討します。

### 5 地産地消を促進する



施策No	施策名	施策内容
23	地産地消の考え方の意識高揚	農業関係団体との連携のもと、学校での米作り体験などの農業体験を通じて、「地元で採れたものを、地元で消費することが環境にやさしい」との地産地消の意識高揚を図ります。
24	地産品の販売ルートを整備と地消の拡大	農産物（米、野菜など）の地元消費を拡大するため、地元農産物の加工、販売を行う組織と協力していきます。また、農家などと連携して、地域で採れた食材の学校給食への利用を拡大し、地産地消を推進します。

## 第3章 具体的な取組

環境目標

1

2

3

4

### 安心とやすらぎがあるまち

「安心とやすらぎがあるまち」を実現するために、以下に記載する施策を展開していきます。

#### 施策の体系

---

	【施策目標】		【施策の方向】
(1)	まちの景観を良くする	1	まちの緑や花を増やす
		2	まちのごみをなくす
(2)	歴史・文化を伝える	1	文化財を守る
		2	文化、伝統に対する意識を高める
(3)	人がやすらげるまちにする	1	公園を整備する
		2	自然とふれあう機会を増やす
(4)	生活環境を保全する	1	身近な公害を防ぐ
		2	環境負荷を低減する

## 第3章 具体的な取組

### (1) まちの景観を良くする

豊かな自然と中山道宿場町の趣ある町並みが共存する本町の景観は、住民が誇ることができる貴重で価値のある資源です。

そのため、町並みを保全しながら身近な緑化・美化の取組を行い、うるおいのある美しいまちづくりを進めていきます。



#### 1 まちの緑や花を増やす



施策No	施策名	施策内容
25	緑豊かな町並みの形成	公共施設及び各家庭での緑化や、地域の特性にあった道路・公園などの植樹を推進して、緑豊かな町並みを形成します。
26	花かざり運動の推進	花苗の自治会への配布や花かざりグループの支援を通じ住民意識を高め、地域住民による花かざり運動を推進します。

#### 2 まちのごみをなくす

施策No	施策名	施策内容
27	ポイ捨ての防止	「御嵩町ごみのない清潔で快適なまちづくり条例」に基づき、意識啓発や指導、支援を通じて、住民、事業者等のポイ捨ての防止や空き地の適正な管理を促進し、清潔なまちづくりを推進します。
28	町内清掃・事業所周辺の美化活動の促進	全町で行っている町内一斉清掃を継続して実施するとともに、自治会単位での取り組みの支援により参加者や開催機会の拡大を図ります。また、「環境の保全と創造に関する協定」の締結により、事業者による事業所周辺の積極的な美化活動を促進します。
29	飼い犬等のふん害の防止	「御嵩町飼い犬等のふん害の防止に関する条例」に基づき、啓発看板や広報紙などによる周知を行うことで、ペット飼育者のマナーの向上を図り、ふん害を減らします。

## 第3章 具体的な取組

### (2) 歴史・文化を伝える

本町は、中山道や御嶽宿・伏見宿の宿場跡を中心として多様な歴史や文化が残っています。そして、これらをまちづくりに活用することは、まちにうるおいとやすらぎを与えます。

そのため、本町の歴史や文化の価値を理解するとともに認識を深め、保全・継承を図る取り組みを進めます。



#### 1 文化財を守る

施策 No	施策名	施策内容
30	文化財の保護・監視と文化財に対する意識の高揚	貴重な文化財を後世に伝えていくため、文化財や歴史的建造物の保護・監視体制の確立を図るほか、必要に応じて適切な修復を行うとともに、「中山道みたけ館」を中心に情報提供と学習機会の場を確保し、住民の文化財に対する知識と理解を深めます。
31	名木等の保全	町の名木等に認定された歴史的・生態的な価値がある樹木などについては、所有者などにより保全されるとともに住民の自然保護への関心を高めます。

#### 2 文化、伝統に対する意識を高める

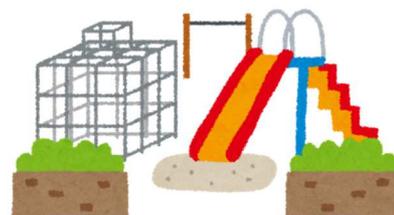
施策 No	施策名	施策内容
32	文化、伝統に対する意識の高揚	町の歴史や文化についての講座などを住民主体で実施することで、町の文化、伝統に対する理解を深めていきます。また、町は、住民が計画・参加し、楽しめる全町的なイベントが継続して開催されるよう支援し、ふるさと意識の高揚を図ります。

## 第3章 具体的な取組

### (3) 人がやすらげるまちにする

公園は、身近に自然とふれあい、やすらぐことのできる場所です。しかし、本町は、身近な公園が少なく、住民の公園などの身近な憩いの場についての満足度も高くはありません。

そのため、住民がやすらぐことのできる公園整備や自然歩道の整備・活用を進めていきます。



#### 1 公園を整備する

施策 No	施策名	施策内容
33	身近な公園づくりの推進	児童公園などの施設を充実し、街区公園として利用するなど、住民に身近な街区公園及び近隣公園づくりを推進します。
34	都市公園の整備	都市公園である南山総合公園の施設管理や遊具の点検を継続し、安心・安全な住民の憩いの場として長寿命化を図ります。

#### 2 自然とふれあう機会を増やす

施策 No	施策名	施策内容
35	東海自然歩道の活用	整備計画に従って東海自然歩道を整備し、環境・景観の保全や、利用者の増加を図っていきます。歩道周辺の森林に関しては、町有林については町にて整備を推進し、私有林については必要に応じて所有者に整備の協力を要請します。



## 第3章 具体的な取組

### (4) 生活環境を保全する

本町では、公害については現在大きな問題が起きてはおりませんが、有害物質などによる潜在的な環境汚染については注視していく必要があります。

そのため、各種の対策を複合的に行うとともに、環境にやさしい車の普及を目指すなど、良好な生活環境を保全していきます。

#### 1 身近な公害を防ぐ

施策 No	施策名	施策内容
36	野焼きの防止	廃棄物の処理及び清掃に関する法律で原則禁止となっている野焼きに対して、周知・啓発・指導を行います。
37	工場・事業所の公害防止協定などの締結	公害防止の観点から、工場・事業所に対し、法令に基づく規制・指導を適正に行っていきます。また、「公害防止協定」や「環境の保全と創造に関する協定」の締結による、自主的な環境保全活動の促進により、工場・事業所の公害を防止するだけでなく、積極的な環境負荷の低減にも取り組んでいきます。協定を締結した工場・事業所の活動内容を広報紙などで積極的にPRし、協定を締結する事業所を増やすよう啓発します。
38	環境の監視・測定	町環境汚染総合調査（町内の河川水質汚濁、河川農薬、土壌汚染など）による環境の監視・測定を毎年実施します。

#### 2 環境負荷を低減する



施策 No	施策名	施策内容
39	環境にやさしい公用車導入の促進	公用車については、グリーン購入法に基づき、自動車NOx・PM法適合車や電動車等（EV・PHV・HV）の導入を促進していきます。また、住民、事業者に対しては、購入に際しての各種助成制度の啓発を行い、低公害車の導入を推奨します。

## 第3章 具体的な取組

環境目標

1

2

3

4

### 地球環境にやさしいまち

「地球環境にやさしいまち」を実現するために、以下に記載する施策を展開していきます。

#### 施策の体系

	【施策目標】		【施策の方向】
(1)	ごみの発生を減らす	1	容器包装を減らす
		2	ごみを減らす
		3	公共工事における廃棄物・事業系ごみを減らす
(2)	リサイクルを推進する	1	資源物の回収を促進する
		2	再利用を促進する
(3)	ごみの適正処理を推進する	1	家庭系ごみの適正処理を推進する
		2	公共工事における廃棄物・事業系ごみの適正処理を推進する
(4)	環境にやさしい物品を利用する	1	グリーン購入・調達を推進する
(5)	地球温暖化を防ぐ	1	環境モデル都市の取り組みを推進する
		2	省エネルギーを推進する
		3	再生可能エネルギーの利用を促進する
		4	公共交通機関の利用を促進する
		5	自転車の利用や徒歩による移動を推進する
(6)	水資源を守る	1	水を有効に利用する

## 第3章 具体的な取組

### (1) ごみの発生を減らす

本町では、プラスチック類の分別なども進めており、可燃ごみをはじめとしてごみの排出量は減少しつつあります。ごみを排出することは、資源を消費することや、廃棄物処理場を圧迫することにつながっています。

そのため、Reduce（減量）を基調とした家庭でのごみの減量や、公共工事における廃棄物の排出を抑制します。

#### 1 容器包装を減らす

施策No	施策名	施策内容
40	マイバッグの普及促進	町内商店や商業施設などと連携したマイバッグ持参運動の推進により、マイバッグの普及を促進します。



#### 2 ごみを減らす

施策No	施策名	施策内容
41	生ごみの排出抑制・減量化の推進	買い過ぎ、作り過ぎなどにより食品を生ごみにすることは「もったいない」という意識啓発を行い、一般家庭や事業者からの生ごみ排出を抑制していきます。また、一般家庭では、生活環境整備施設設置補助事業による生ごみ処理機などの普及により、さらに事業所では、食品リサイクルの調査・研究を行うことで生ごみの減量化を推進します。
42	プラスチック製容器包装の分別収集を促進	各家庭などから出されている可燃ごみの内、リサイクルできる資源ごみが約2割混入している状況です。その資源ごみの約4割を占めているプラスチック製容器包装の分別収集を促進することで、可燃ごみの減量化を推進します。

## 第3章 具体的な取組

### 3 公共工事における廃棄物・事業系ごみを減らす

施策 No	施策名	施策内容
43	公共工事のゼロエミッション化	公共工事の各段階（計画、設計、施工・実施）で廃棄物の排出抑制・適正処理・処分（リサイクルを含む）を検討し、ゼロエミッション化を推進します。

#### (2) リサイクルを推進する

出てきたごみは、可能な限り Reuse（再使用）、Recycle（再資源化）することにより、循環の輪づくりを進めていく必要があります。

本町では、15品目の資源物の分別回収を実施しており、これらの取り組みを今後更に拡大・充実し、循環型社会を推進していきます。



#### 1 資源物の回収を促進する

施策 No	施策名	施策内容
44	資源分別回収及びリサイクルステーションの推進	容器包装リサイクル法に基づく缶・瓶・ペットボトルや廃食用油など15品目の資源物の回収を積極的に推進していきます。また、回収資源物の品目について検討していくとともに、リサイクルステーションの活動を周知・推進します。
45	集団資源回収の促進	小・中学校PTAや地域の集団資源回収など、地域全体での集団資源回収を促進します。
46	資源化実現の検討	可燃ごみとして扱われている生ごみ、剪定枝、雑紙（メモ用紙、封筒など）の資源化を検討します。
47	使用済小型家電回収の促進	町が実施している使用済小型家電回収制度の周知を行います。

## 第3章 具体的な取組

### 2 再利用を促進する

施策No	施策名	施策内容
48	リユースイベントの実施	リユースイベントの実施などにより廃棄物となるものの再利用を推進していきます。実施にあたっては、環境フェアなどの機会を利用して参加者の拡大を図るとともに、事業として継続できる仕組みづくりも検討します。

### (3) ごみの適正処理を推進する

廃棄物に含まれる有害物質による水質汚濁や土壌汚染、ごみ処理に伴う大気汚染などを防ぐには、住民が安心できる適正な処理を推進していく必要があります。

そのため、家庭における適正な分別の促進を図るとともに、公共工事におけるごみの適切な処理が行われるよう周知を行っていきます。

#### 1 家庭系ごみの適正処理を推進する

施策No	施策名	施策内容
49	家庭系ごみの適正な分別・処理の推進	町広報紙や環境講座を通じて廃棄物の分別方法を分かりやすく伝えることにより、家庭系ごみの適正な分別を促進していきます。また、家電リサイクル法により回収方法が定められている家電6品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）のほか、使用済小型家電についても、情報提供などを通じて、適正な回収・処理を推進します。

#### 2 公共工事における廃棄物・事業系ごみの適正処理を推進する

施策No	施策名	施策内容
50	公共工事における廃棄物の適正処理の推進	建設系廃棄物マニフェスト制度を適正に運用することで、公共工事における廃棄物の適正処理やリサイクルを推進します。
51	事業系ごみの適正処理の促進	事業者への実態調査を行うことで排出量を把握し、適正な指導・助言を実施するとともに、パンフレット・チラシなどによる啓発を行い、事業系ごみの適正処理を促進します。

## 第3章 具体的な取組

### (4) 環境にやさしい物品を利用する



環境にやさしい物品を優先的に利用することは、間接的に環境負荷を低減することになります。しかし、グリーン調達やグリーン購入についての認識は十分に普及しているとはいえません。

そのため、町が、グリーン商品に関する情報を積極的に発信するとともに、住民や事業者への普及を図っていきます。

#### 1 グリーン購入・調達を推進する

施策No	施策名	施策内容
52	グリーン購入・調達の推進	グリーン商品に関する情報やグリーン購入の啓発を行い、町や事業者、住民のグリーン購入、グリーン調達を推進します。

### (5) 地球温暖化を防ぐ

地球温暖化は緊急かつ深刻な問題の一つであり、また、その原因は私たちの日常生活と密接につながっています。

そのため、国から選定された環境モデル都市の自治体として、取り組みを強く推進し、町、事業者、住民がそれぞれの立場で、温室効果ガス排出削減活動、省エネ活動を実践し、身近なところから地球温暖化防止に取り組んでいきます。

#### 1 環境モデル都市の取り組みを推進する



施策No	施策名	施策内容
53	環境モデル都市の取り組みの推進	環境モデル都市行動計画に定めた目標数値を達成できるよう、取り組みを全町的に展開するとともに、計画改訂の際には、社会情勢等の変化を考慮して行動計画の改訂に努めます。

## 第3章 具体的な取組

### 2 省エネルギーを推進する

施策No	施策名	施策内容
54	住民・事業者の省エネルギー活動の推進	地球温暖化に関する情報提供や啓発活動により、住民・事業者の省エネルギーに対する意識を高めるとともに、電気、ガス、灯油などの効率的な使い方や、省エネルギー機器の紹介などにより、住民・事業者の省エネルギー活動を推進します。
55	公共施設への省エネルギー機器の導入	公共施設への省エネルギー型機器の導入を推進します。

### 3 再生可能エネルギーの利用を促進する

施策No	施策名	施策内容
56	再生可能エネルギーの活用及び普及促進	公共施設での再生可能エネルギーの活用を促進していきます。また、太陽光発電などに関する情報提供を行うとともに、「御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例」に基づき、家庭や事業所における再生可能エネルギーの活用及び普及・促進を図ります。

### 4 公共交通機関の利用を促進する

施策No	施策名	施策内容
57	公共交通機関利用の必要性の周知及び利用促進	様々な機会や媒体を活用して、公共交通機関の利用が環境負荷の低減につながることを住民に伝え、「ノーマイカーデー運動」の更なる周知や、マイカー利用から鉄道・コミュニティバス利用への転換を図ります。



## 第3章 具体的な取組

### 5 自転車の利用や徒歩による移動を推進する

施策No	施策名	施策内容
58	歩道の整備	自転車や徒歩による移動を推進するため、道路改良を実施する際には歩道の整備も検討します。



### (6) 水資源を守る

水資源は無限ではありません。水の使用を減らすことは、間接的に省エネルギーに取り組むことにもなります。

そのため、節水活動などを通じて、水の使用量削減に取り組んでいきます。

### 1 水を有効に利用する

施策No	施策名	施策内容
59	節水活動の促進	節水に関する教育、啓発等を行い、節水活動を促進します。

## 第3章 具体的な取組

環境目標

1

2

3

4

### 環境について考え行動するまち

「環境について考え行動するまち」を実現するために、以下に記載する施策を展開していきます。

#### 施策の体系

	【施策目標】		【施策の方向】
(1)	環境に関する意識・知識を高める	1	環境学習・教育を充実する
		2	環境に関するイベントを実施する
(2)	環境情報を共有する	1	多様な環境情報を伝達する
		2	町の総合的な環境情報を伝達する
(3)	環境保全のための仕組みをつくる	1	コミュニティ活動を盛んにする
		2	環境行政への住民参加を促進する
		3	広域的な政策連携を推進する

## 第3章 具体的な取組

### (1) 環境に関する意識・知識を高める

環境を良くしていくためには、住民の環境に対する意識・知識を高めるとともに、一人ひとりが環境保全への取り組みを実践することが重要となります。

そのため、指導者の育成や、小・中・高等学校をはじめ、幼稚園や保育園とも連携し、環境学習・教育の機会を拡大するとともに、環境に関するイベントの開催などを通じて、環境への意識・知識を高めていきます。

#### 1 環境学習・教育を充実する

施策 No	施策名	施策内容
60	環境(体験)学習・講座・講演会などの充実	町ふれあい講座による町職員の環境出前講座や環境有識者を講師とした環境講演会、子ども(親子)や高齢者を対象とした環境講座などを定期的実施し、環境学習・教育の普及促進を図ります。
61	環境マイスター制度の活用	環境マイスター制度を活用し、地域における環境活動や小中学校の環境教育の支援を行います。
62	幼・保・小・中・高等学校の環境教育の充実	各小・中学校では「御嵩町小・中学校教育指導の方針と重点」に基づいた「森林環境学習」、「交通環境学習」の推進・充実を図ります。また、高等学校においても出前講座などを活用した環境教育の推進を図るとともに、幼稚園・保育園とも連携し、幼児期からの環境教育も行います。

## 第3章 具体的な取組

### 2 環境に関するイベントを実施する

施策 No	施策名	施策内容
63	町環境フェアなど環境イベントの実施	町環境フェアや作品展など、環境意識を高めるイベントを住民や環境団体と連携して定期的の実施していきます。実施にあたっては、住民が参加しやすいイベント内容や地産品の販売など、参加者の拡大を図るための方策を検討します。
64	環境施設見学会などの実施	住民の環境への関心を高めるために、ささゆりクリーンパークなどの環境関連施設や環境先進自治体・企業への見学会などを実施します。

#### (2) 環境情報を共有する



環境を良くしていくためには、町・事業者・住民の連携が必要です。そしてそのためには、環境に対して、それぞれが担うべき役割を明確にし、認識する必要があります。

そのため、町・事業者・住民が環境情報を共有できるよう、分かりやすく情報を伝えていきます。

#### 1 多様な環境情報を伝達する

施策 No	施策名	施策内容
65	インターネット・町広報紙などの活用	町のホームページやSNS、広報紙などを利用して、幅広い環境情報を住民や事業者に提供していきます。また、町から情報発信するだけでなく、住民や事業者からの情報発信も促し、情報収集に努めます。

## 第3章 具体的な取組

### 2 町の総合的な環境情報を伝える

施策 No	施策名	施策内容
66	町の環境に関する報告書の作成・公表	毎年実施している御嵩町環境汚染総合調査（町内の河川水質汚濁、河川農薬、土壌汚染）の結果に加え、環境モデル都市行動計画に関する報告書を作成しホームページなどで公表します。

### (3) 環境保全のための仕組みをつくる

環境を良くするためには、個人をはじめ、地域ぐるみの取り組みや各種団体による取り組みが重要となってきます。

そのために、環境ボランティア活動を盛んにすることにより地域における環境活動が活性化され、環境活動への住民参加も促進されます。また、事業者の活動に際しては、環境に対する影響も大きいことから、「環境の保全と創造に関する協定」締結事業者を中心に連携を図っていきます。さらに、環境モデル都市をはじめとする広域的自治体との連携についても推進していきます。

### 1 コミュニティ活動を盛んにする

施策 No	施策名	施策内容
67	環境ボランティア活動の推進	創意と工夫、そして熱意にあふれた地域づくり活動や環境保全活動を自らの手で進めようとする環境サークルやボランティア団体への支援、助成（地域づくり助成制度など）をNPO法人への移行も視野に入れて行い、活動の推進を図ります。併せて、人材発掘、育成にも努めます。
68	環境に関する褒賞制度の拡大	御嵩町環境功労者表彰規程に従い、環境に関する優れた取り組みを行った、団体・個人・事業者を表彰していきます。また、褒賞制度や表彰対象者についてPRし、周知を図ります。

## 第3章 具体的な取組

### 2 環境行政への住民参加を促進する

施策No	施策名	施策内容
69	会議・アンケートなどを通じた住民参加の促進	住民の意見や提案を、町の環境施策に反映するために、住民が環境に関する意見や提案を行える場づくりを行います。また、環境講座などでのアンケートや住民意識調査、事業者意識調査により住民などの環境意識を把握し、行政施策に反映させます。
70	町・事業者・住民の協働による環境保全体制の整備	町、事業者、住民が協働して環境保全を行うため、意見交換の場を設定するとともに、環境基本計画を推進、進捗管理するため、毎年度、環境審議会へ報告を行います。

### 3 広域的な政策連携を推進する

施策No	施策名	施策内容
71	近隣市町村との連携及び環境先進都市との連携	木曽川流域を構成する市町村や広域行政圏の自治体などと連携して、水環境の保全について協議を行うとともに、環境モデル都市をはじめとする環境先進自治体との交流を進め、その事例を施策に反映させます。



## 1 計画変更の経緯等

### 1 計画変更の経緯

年月日	区 分	内 容
R2.11.30	環境審議会	環境基本計画の変更について（趣旨説明）
R2.12.2	議会全員協議会	環境基本計画の変更について（趣旨説明）
R3.5.6	庁内推進委員会	環境基本計画の変更について（趣旨説明）
R3.5.17	諮問	町長より諮問：環境基本計画の変更について
R3.5.17	環境審議会	環境基本計画の変更に関するスケジュールについて
R3.7.2	環境審議会	環境基本計画に係る令和2年度末実績について
R3.10.8	環境審議会	環境基本計画に係る令和6年度の成果について
R3.11.19	環境審議会	環境基本計画の計画変更案について
R3.11.30	議会全員協議会	環境基本計画の計画変更案について
R4.1.15～	意見募集	パブリックコメントによる意見募集（1.15～2.3）
R4.3.25	環境審議会	環境基本計画の計画変更に関する答申について
R4.3.31	答申	環境審議会から町長へ答申

## 2 環境審議会から町長への答申書

令和4年3月31日

御嵩町長 渡邊公夫 様

御嵩町環境審議会  
会長 伊佐次利之

### 御嵩町環境基本計画第3次改訂版の変更について（答申）

令和3年5月17日付け 御環第12号で諮問のありました御嵩町環境基本計画第3次改訂版の変更について、次のとおり答申します。

御嵩町環境基本計画第3次改訂版の計画変更について、当審議会で慎重に審議を重ねてきた結果、計画変更は適切であると認めます。

なお、計画の推進にあたっては、特に次の事項に配慮されますよう意見を付します。

#### 記

1. この計画に記載された施策が確実に推進されるよう、財政上の配慮をお願いします。
2. 重点エコプロジェクトの内容などをわかりやすく周知するとともに、住民、事業者、町（行政）が連携して計画を推進してください。
3. 脱炭素の取組みが着目される状況下で、脱炭素に関する普及啓発も積極的に行ってください。
4. コロナ禍において、イベント等の度重なる中止が続き、様々な関係者のモチベーションの低下も懸念されるため、団体活動のPRを行うとともに、事業の在り方を検討してください。
5. 計画の進行管理については、進捗状況と成果を明らかにするとともに、的確な評価と必要に応じた適切な見直しを実施するよう求めます。

御嵩町環境基本計画 第3次改訂版

〈 発行年月 〉 令和4年3月

〈 編集・発行 〉 御嵩町 環境モデル都市推進室

〒505-0192 可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1

TEL 0574-67-2111 (代表)

FAX 0574-67-1999